

第5章 不当労働行為事件の審査等

1 不当労働行為事件の審査

(1) 概要

令和4年の不当労働行為事件の審査状況をみると、新規申立てがなかったため、係属事件は前年繰越の3件のみとなった。

終結件数は2件で、一部救済命令が1件、和解が1件であった。

ア 取扱状況

係属した事件は、新規申立てがなかったため、前年からの繰越しの3件のみであり、終結件数は2件で、次年への繰越しは1件となった。（表1）

表1 取扱状況

（単位：件）

年	区分	係属件数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申立て	計		
30		5	3	8	4	4
31・元		4	2	6	4	2
2		2	2	4	1	3
3		3	2	5	2	3
4		3	-	3	2	1
	計	17	9	26	13	13
	平均	3.4	1.8	5.2	2.6	2.6

イ 新規申立状況

(7) 月別状況

令和4年中に新規申立てはなかった。（表2）

表2 月別申立件数

（単位：件）

年	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		30	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-
31・元	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
3	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	2	-	-	4	1	-	-	-	1	1	9
	平均	-	-	0.4	-	-	0.8	0.2	-	-	-	0.2	0.2	1.8

(イ) 申立人別状況

令和4年中に新規申立てはなかった。(表3)

表3 申立人別申立件数

(単位：件)

年 \ 区分	組 合	個 人	組合・個人	計
30	2	-	1	3
31・元	1	-	1	2
2	2	-	-	2
3	2	-	-	2
4	-	-	-	-
計	7	-	2	9
平均	1.4	-	0.4	1.8

(ウ) 労働組合法第7条該当号別状況

令和4年中に新規申立てはなかった。(表4)

表4 労組法第7条該当号別申立件数

(単位：件)

年 \ 区分	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	1・4号	2・3号	1・2・3号	1・3・4号	計
30	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	3
31・元	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2
3	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	2	-	-	-	4	-	2	1	-	9
平均	-	0.4	-	-	-	0.8	-	0.4	0.2	-	1.8

(I) 産業別状況

令和4年中に新規申立てはなかった。(表5)

表5 産業別申立件数

(単位：件)

年 \ 区分	製造業	情報 通信業	運輸業 ・ 郵便業	教育 ・学習 支援業	医療 ・ 福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)	公務	計
30	-	1	-	1	-	1	-	3
31・元	1	-	-	-	1	-	-	2
2	-	-	1	-	-	-	1	2
3	-	-	1	-	-	1	-	2
4	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1	1	2	1	1	2	1	9
平均	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2	0.4	0.2	1.8

(注) 区分は、日本標準産業分類の大分類に準拠したものである。

(カ) 企業規模別状況

令和4年中に新規申立てはなかった。(表6)

表6 企業規模別申立件数

(単位：件)

区分 年	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	計
	30	-	1	1	-	1
31・元	1	1	-	-	-	2
2	-	-	1	-	1	2
3	1	-	-	-	1	2
4	-	-	-	-	-	-
計	2	2	2	-	3	9
平均	0.4	0.4	0.4	-	0.6	1.8

ウ 終結事件の状況

(7) 終結状況

係属した3件のうち終結したものは2件で、関与和解によるものが1件、一部救済命令によるものが1件であった。(表7)

表7 終結状況

(単位：件)

区分 年	取 下 げ・和 解				命 令・決 定					計
	取下げ	無関与 和解	関 与 和解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計	
30	-	-	2	2	-	1	1	-	2	4
31・元	-	-	2	2	1	-	1	-	2	4
2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
3	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2
4	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2
計	-	-	6	6	1	4	2	-	7	13
平均	-	-	1.2	1.2	0.2	0.8	0.4	-	1.4	2.6

(イ) 終結率

終結率は66.7%で、前年を上回った。(表8)

表8 終結率

(単位：%)

区分 年	終 結 率	終 結 事 由 別 構 成 比		
		取 下 げ	和 解	命 令・決 定
30	50.0	-	50.0	50.0
31・元	66.7	-	50.0	50.0
2	25.0	-	-	100.0
3	40.0	-	50.0	50.0
4	66.7	-	50.0	50.0
平均	50.0	-	46.2	53.8

- (注) 1 終結率＝終結件数÷係属件数×100……表1及び表7参照
 2 平均は、5年間の加重平均である。

(ウ) 終結事件の処理日数

総平均処理日数は432日で、前年に比べ17日減少した。(表9)

表9 終結事件の処理日数

(単位：件、日)

区分 年	取 下 げ・和 解						命 令・決 定					総平均 処 理 日 数	
	平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					
		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上	731 日 以 上		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上		731 日 以 上
30	236	-	1	1	-	-	440	-	-	-	2	-	338
31・元	342	-	-	1	1	-	640	-	-	-	1	1	491
2	-	-	-	-	-	-	647	-	-	-	1	-	647
3	233	-	-	1	-	-	665	-	-	-	1	-	449
4	338	-	-	1	-	-	526	-	-	-	1	-	432
計		-	1	4	1	-		-	-	-	6	1	
平均	287.7	-	0.2	0.8	0.2	-	571.1	-	-	-	1.2	0.2	440.3

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

表10 命令・決定事件の審査段階別処理日数

(単位：日、回)

年	審査段階 ↓ 事件番号	申立	第1回調査	最終調査	最終調査翌	第1回審問	第1回審問	結審	結審翌	命令書交付	総処理日数
		日	前日	日	日	日	前日	日	日	日	日
30	29-2	66	111(3)		62		78(3)		83		400
	29-1	39	179(4)		69		85(2)		108		480
31 ・ 元	30-1	50	148(4)		140		69(2)		65		472
	29-4	50	475(7)		79		78(2)		126		808
2	31-1	87	243(4)		146		67(3)		104		647
3	元-2	71	332(5)		78		66(2)		118		665
30～3年平均		60.5	248.0(4.5)		95.7		73.8(2.3)		100.7		578.7
4	2-2	79	148(4)		66		92(3)		141		526
4年平均		79.0	148.0(4.0)		66.0		92.0(3.0)		141.0		526.0
30～4年平均		63.1	233.7(4.4)		91.4		76.4(2.4)		106.4		571.1

- (注) 1 () 内数字は、調査又は審問の回数である。
 2 事件名欄の配列は、命令・決定を交付した順である。
 3 処理日数の平均は、加重平均である。

(イ) 不服の状況

令和4年に交付された命令1件（一部救済）に対して、労働者側から再審査申立てがあった。また、同命令に対して、労働者側及び使用者側からそれぞれ行政訴訟が提起された。（表11）

表 11 命令に対する不服状況

（単位：件）

区分 年	命令	左に対し提起された再審査・行訴の件数				
		労働者提起			使用者提起	
		再審査	行訴	再審査・行訴	再審査	行訴
30	2	1	-	-	1	-
31・元	2	-	-	-	1	-
2	1	-	-	-	1	-
3	1	-	-	-	1	-
4	1	-	-	1	-	1
計	7	1	-	1	4	1

エ 調査・審問等の実施回数

審問等実施回数は前年を下回った。これは、係属事件数が減少したことが、主な要因である。（表12）

表 12 調査・審問等実施回数

（単位：回）

区分 年	調査	審問	合議	和解	計
30	22	3	6	24	55
31・元	6	4	6	11	27
2	4	5	2	7	18
3	12	2	5	19	38
4	5	1	5	12	23
平均	9.8	3.0	4.8	14.6	32.2

オ 実効確保の措置勧告の申立状況

令和4年中に審査の実効確保の措置勧告を求める申立てはなかった。

カ 物件提出命令の申立状況

令和4年中に物件提出命令を求める申立てはなかった。

キ 年別取扱い・処理状況

年別の新規申立件数・係属件数の推移は、図1の1、取下げ・和解及び命令・決定件数の推移は、図1の2のとおりであり、いずれの件数も漸減傾向にある（年別の件数の内訳は後掲表13を参照）。

最近10年間の終結事件30件の内訳は、図2の下図のとおりであり、取下げ・和解が16件で、終結事件全体の53.3%を占め（その内訳は、無関与和解2件、関与和解14件）、命令・決定は14件で、全体の46.7%を占めており（その内訳は、全部救済2件、一部救済5件、棄却7件）、命令・決定の占める割合が、図2の上図の昭和24年から令和4年までの終結件数における割合（32.3%）に比べて大きくなっている。

図1の1 新規申立・係属件数の推移

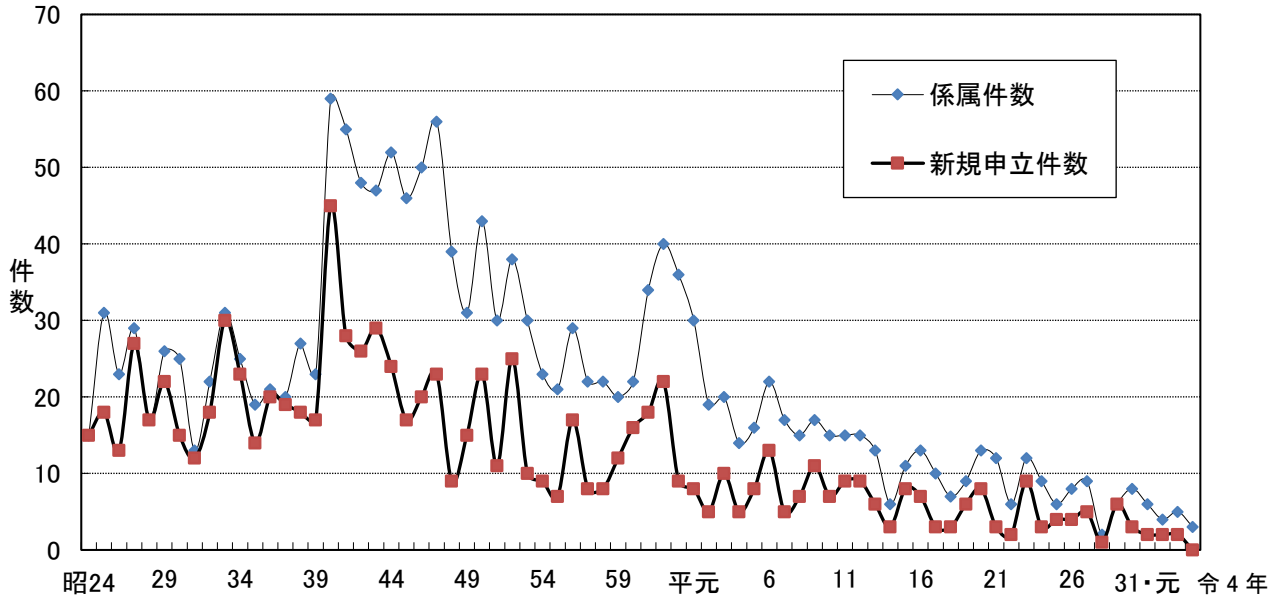


図1の2 取下げ・和解及び命令・決定件数の推移

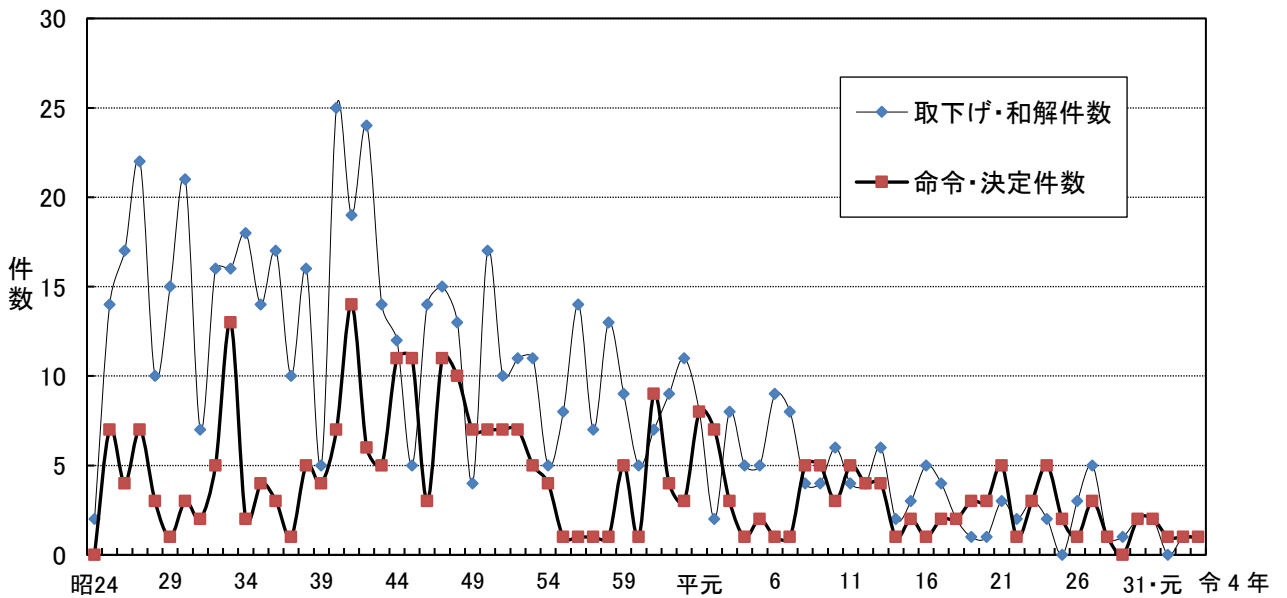
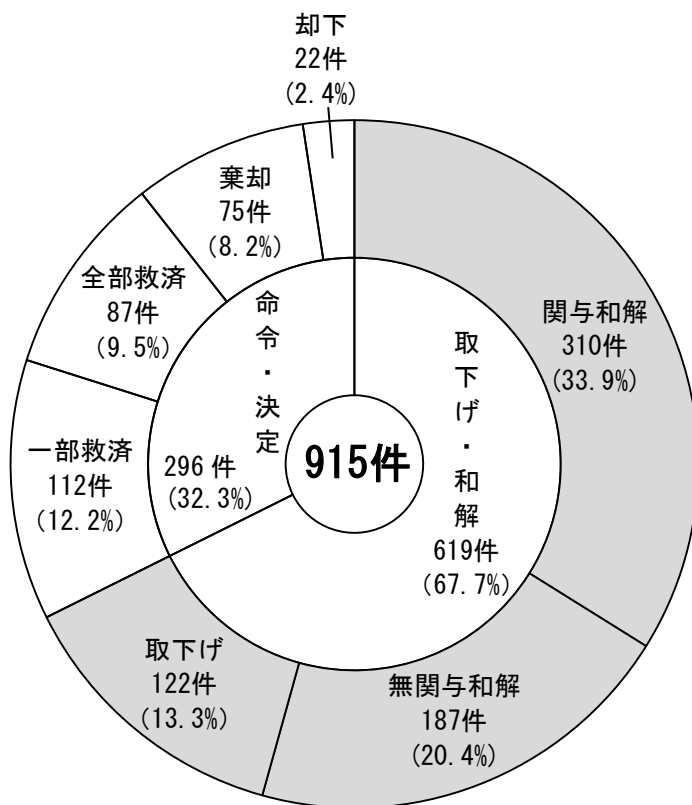
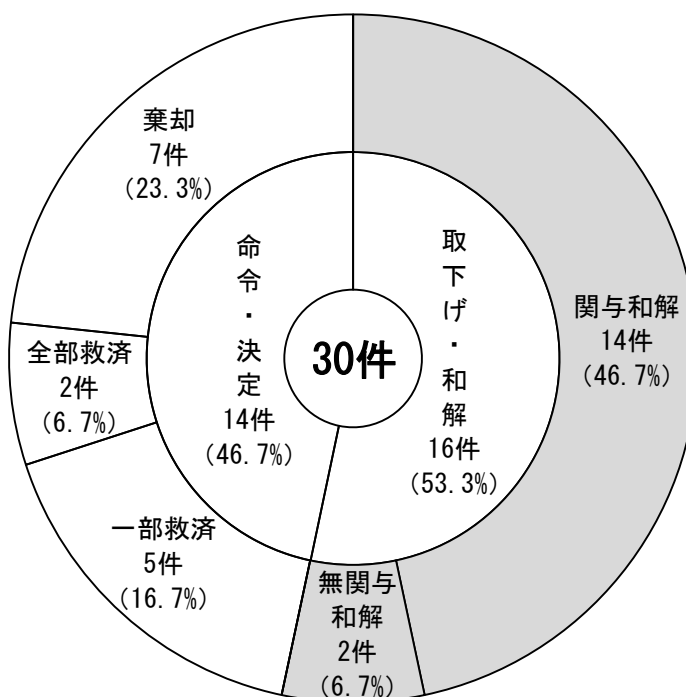


図2 終結状況（昭和24年～令和4年）



(平成25年～令和4年の10年間の再掲)



(注) 内訳は、それぞれ四捨五入しており、全項目の合計が100%にならないことがある。

表 13 不当労働行為事件年別取扱・処理状況

(単位：件)

区分 年	係属件数			終 結 件 数										次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					計	
				取 下 げ	無 関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計		
24	-	15	15	-	-	2	2	-	-	-	-	-	2	13
25	13	18	31	3	-	11	14	-	1	2	4	7	21	10
26	10	13	23	-	6	11	17	-	-	4	-	4	21	2
27	2	27	29	8	9	5	22	2	-	4	1	7	29	-
28	-	17	17	5	4	1	10	-	-	2	1	3	13	4
29	4	22	26	9	2	4	15	-	-	1	-	1	16	10
30	10	15	25	9	5	7	21	1	-	2	-	3	24	1
31	1	12	13	1	4	2	7	1	-	1	-	2	9	4
32	4	18	22	2	5	9	16	3	-	2	-	5	21	1
33	1	30	31	3	6	7	16	1	6	6	-	13	29	2
34	2	23	25	-	6	12	18	-	1	1	-	2	20	5
35	5	14	19	3	8	3	14	-	2	2	-	4	18	1
36	1	20	21	1	8	8	17	-	2	1	-	3	20	1
37	1	19	20	2	4	4	10	1	-	-	-	1	11	9
38	9	18	27	1	6	9	16	4	1	-	-	5	21	6
39	6	17	23	4	-	1	5	1	3	-	-	4	9	14
40	14	45	59	1	18	6	25	-	5	2	-	7	32	27
41	27	28	55	5	4	10	19	4	4	2	4	14	33	22
42	22	26	48	2	9	13	24	1	4	1	-	6	-	18
43	18	29	47	3	7	4	14	1(1)	3	-	1	5(1)	19(1)	28
44	28	24	52	5	4	3	12	4	5	2	-	11	23	29
45	29	17	46	2	1	2	5	2	9	-	-	11	16	30
46	30	20	50	2	4	8	14	1	2	-	-	3	17	33
47	33	23	56	2	4	9(1)	15(1)	7	3	1	-	11	26(1)	30
48	30	9	39	1	3	9	13	6(2)	4	-	-	10(2)	23(2)	16
49	16	15	31	1	1	2	4	4	3	-	-	7	11	20
50	20	23	43	2	5	10	17	5	1	1	-	7	24	19
51	19	11	30	1	4	5	10	3	4	-	-	7	17	13
52	13	25	38	1	2	8	11	4	1	2	-	7	18	20
53	20	10	30	1	5	5	11	4	1	-	-	5	16	14
54	14	9	23	1	1	3	5	1	2	1	-	4	9	14
55	14	7	21	1	2	5	8	1	-	-	-	1	9	12
56	12	17	29	1	6	7	14	-	1	-	-	1	15	14
57	14	8	22	2	4	1	7	1	-	-	-	1	8	14
58	14	8	22	2	4	7	13	1	-	-	-	1	14	8
59	8	12	20	3	2	4	9	3	1	1	-	5	14	6
60	6	16	22	3	-	2	5	(1)	1	-	-	1(1)	6(1)	16
61	16	18	34	2	1	4	7	3	6	-	-	9	16	18
62	18	22	40	5	-	4	9	2	2	-	-	4	13	27
63	27	9	36	1	2	8	11	1	2	-	-	3	14	22

区 分 年	係 属 件 数			終 結 件 数										次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					計	
				取 下 げ	無 関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計		
元	22	8	30	3	-	5	8	4	2	2	-	8	16	14
2	14	5	19	1	-	1	2	1	2	4	-	7	9	10
3	10	10	20	1	2	5	8	1	2	-	-	3	11	9
4	9	5	14	-	-	5	5	1	-	-	-	1	6	8
5	8	8	16	2	-	3	5	-	-	2	-	2	7	9
6	9	13	22	4	2	3	9	-	1	-	-	1	10	12
7	12	5	17	-	1	7	8	-	1	-	-	1	9	8
8	8	7	15	1	2	1	4	1	2	2	-	5	9	6
9	6	11	17	1	1	2	4	-	1	-	4	5	9	8
10	8	7	15	-	4	2	6	1	1	-	1	3	9	6
11	6	9	15	-	2	2	4	-	1	2	2	5	9	6
12	6	9	15	1	-	3	4	-	1	1	2	4	8	7
13	7	6	13	3	-	3	6	1	1	2	-	4	10	3
14	3	3	6	1	-	1	2	-	-	1	-	1	3	3
15	3	8	11	1	1	1	3	-	-	2	-	2	5	6
16	6	7	13	1	1	3	5	-	-	-	1	1	6	7
17	7	3	10	1	-	3	4	-	-	2	-	2	6	4
18	4	3	7	-	1	1	2	-	-	2	-	2	4	3
19	3	6	9	-	-	1	1	1	1	1	-	3	4	5
20	5	8	13	-	-	1	1	1	-	2	-	3	4	9
21	9	3	12	-	1	2	3	-	4	-	1	5	8	4
22	4	2	6	-	1	1	2	-	-	1	-	1	3	3
23	3	9	12	-	-	3	3	-	3	-	-	3	6	6
24	6	3	9	-	-	2	2	-	4	1	-	5	7	2
25	2	4	6	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	4
26	4	4	8	-	-	3	3	-	-	1	-	1	4	4
27	4	5	9	-	1	4	5	-	-	3	-	3	8	1
28	1	1	2	-	1	-	1	1	-	-	-	1	2	-
29	-	6	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	5
30	5	3	8	-	-	2	2	-	1	1	-	2	4	4
31・元	4	2	6	-	-	2	2	1	-	1	-	2	4	2
2	2	2	4	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	3
3	3	2	5	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2	3
4	3	-	3	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2	1
計		916		122	187	310(1)	619(1)	87(4)	112	75	22	296(4)	915(5)	

(注) ()内の数字は、分離和解又は分離命令の数で外数である。

(2) 不当労働行為事件に係る審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

令和4年1月から12月までに終了した事件は2件で、全て審査の目標である1年6箇月以内の終了を達成した。

表14 審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

No	事件番号 (労組法7条該当号)	申立人別 (組合員数)	被申立人別 (従業員数) 業 種	請求する救済内容	申立年月日 終結年月日	終結状況 (不服申立て)	調査回数 審問回数	尋問証人数		処理 日数	審査委員 労側参与委員 使側参与委員	備 考	終 結 事 件 の 目 標 達 成 の 状 況	
								申立人 申 請	被 申 立 人 申 請				達成の 状 況	未達成の理由
1	2-2 (2号)	組合(3) (1,430) (44) (6)	国・地方公共 団体 (19,000) 地方公務	1 誠実団体交渉応諾 2 文書の掲示	2.12.23 4.6.1	一部救済 (再審査、 行政訴訟)	調査4 審問3	7	1	526	笠井 松本 塩尻		達成	-
2	3-1 (2・3号)	組合 (118)	民間 (30) サービス業 (他に分類さ れないもの)	1 誠実団体交渉応諾 2 支配介入の禁止 3 文書の掲示	3.3.23	審査中	(調査7) (審問0)	(0)	(0)	(648)	橋本 穂山 倉垣	請求する救済 内容の変更 (3.8.2)	-	-
3	3-2 (1・3号)	組合 (35)	民間 (1,223) 道路旅客 運送業	1 多数派組合の組合員 と申立人の組合員との 不平等取扱いの是正及 び申立人に対する支配 介入の禁止 2 文書の交付及び掲示	3.6.9 4.5.12	関与和解	調査4 審問0	0	0	338	土田 山本 安藤	請求する救済 内容の変更 (3.10.1)	達成	-

(注) 1 審査の目標は1年6箇月以内の終了であり、目標期間達成の状況は令和4年12月31日までに終了した事件についてである。

2 調査・審問回数、尋問証人数及び処理日数のうち()内の数字は、審査中の事件についての申立日から令和4年12月31日までの数字である。

2 再審査事件

(1) 概要

中央労働委員会に係属した当委員会の命令に係る再審査事件は、前年からの繰越事件1件及び新規申立事件1件であり、2件とも取下げにより終結した。

(2) 再審査事件係属状況一覧表

事 件 番 号	(再審査) 中央労働委員会			(初審) 京 都 労 委	
	申立人	申立て	審査状況	申立て	終結
(3 不再 14)	使用者	3. 4. 28	4. 10. 27 取下げ	元. 6. 20 (元不2)	3. 4. 14 (一部救済)
(4 不再 26)	労働者	4. 6. 14	4. 7. 26 取下げ	2. 12. 23 (2不2)	4. 6. 1 (一部救済)

(3) 再審査事件に係る行政訴訟

当委員会の命令に係る再審査事件に関する中央労働委員会の再審査命令に対する行政訴訟の係属状況は次のとおりである。

経過 事件 番号	京都労委		中労委		東京地裁		東京高裁		最高裁	
	申立て	終結	申立て	終結	提起	審理状況	提起	審理状況	提起	審理状況
(29 不1)	29. 4. 3	30. 7. 26 (一部 救済)	30. 8. 3 (使) (30不 再39)	2. 11. 25 棄 却	2. 12. 23 (使) (2行ウ 494)	4. 2. 2 棄 却	4. 2. 11 (使) (4行コ 53)	4. 9. 1 棄 却	4. 9. 14 (使) (4行ノ 107)	
			30. 8. 6 (労) (30不 再40)		3. 1. 27 (労) (3行ウ 23)		4. 2. 15 (労) (4行コ 53)		4. 9. 14 (労) (4行サ 95、4行 ノ106)	

3 行政訴訟事件

当委員会の命令に対する行政訴訟の係属状況は次のとおりである。

経過 事件番号	京都労委		京都地裁	
	申立て	終結	提起	審理状況
(2不2)	2.12.23	4.6.1 (一部救済)	4.6.28 (使) (4行ウ14)	口頭弁論2回 4.11.15 4行ウ14に 4行ウ17を併合
			4.7.14 (労) (4行ウ17)	

4 労働組合の資格審査

(1) 概要

ア 取扱状況

新規申請、係属件数とも前年より増加した。前年は、新規申請3件のうち2件が不当労働行為救済申立てに伴うもの、1件が労働者委員推薦のためのものであったのに対し、本年は新規申請7件のうち6件が労働者委員推薦のためのもの、1件が法人登記申請を目的としたものであった。(表1)

表1 取扱状況

(単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	次年繰越件数
		前年繰越	新規申請	計		
30		5	10	15	11	4
31・元		4	4	8	6	2
2		2	11	13	8	5
3		5	3	8	3	5
4		5	7	12	11	1
	計	21	35	56	39	17
	平均	4.2	7.0	11.2	7.8	3.4

イ 新規申請状況

(7) 月別申請件数

新規申請を月別にみると、労働者委員推薦のための申請が10月に6件あった。また、法人登記申請を目的とした申請が4月に1件あった。(表2)

表2 月別申請状況

(単位：件)

年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		30	-	-	-	-	-	2	1	-	-	7	-	-
31・元	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	4	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	3	11	
3	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	3	
4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	6	-	-	7	
	計	-	-	3	1	-	4	1	-	1	20	1	4	35
	平均	-	-	0.6	0.2	-	0.8	0.2	-	0.2	4.0	0.2	0.8	7.0

(イ) 事由別申請状況

新規申請を事由別にみると、6件が労働者委員推薦のためのもの、1件が法人登記申請を目的としたものであった。(表3)

表3 事由別申請件数

(単位：件)

年	区分	不当労働行為救済申立て	委員推薦	法人登記	労働者供給事業	計
30		3	7	-	-	10
31・元		2	-	2	-	4
2		4	7	-	-	11
3		2	1	-	-	3
4		-	6	1	-	7
	計	11	21	3	-	35
	平均	2.2	4.2	0.6	-	7.0

ウ 終結案件の状況

(7) 終結状況

終結状況を見ると、11件のうち適格として認定されたものが10件、和解により申請事由が消滅し終了したものが1件であった。(表4)

表4 終結状況

(単位：件)

年	区分	資格あり				資格なし	取下げ	終了	計	
		不	委	法	労					小計
30		2	7	-	-	9	-	-	2	11
31・元		2	-	2	-	4	-	-	2	6
2		1	7	-	-	8	-	-	-	8
3		1	1	-	-	2	-	-	1	3
4		3	6	1	-	10	-	-	1	11
	計	9	21	3	-	33	-	-	6	39
	平均	1.8	4.2	0.6	-	6.6	-	-	1.2	7.8

(注) 不………不当労働行為救済申立てに伴うもの
 委………労働者委員推薦のためのもの
 法………法人登記申請を目的としたもの
 労………労働者供給事業のためのもの

(イ) 終結案件の処理日数

前年と比べて総平均処理日数は減少した。これは、処理日数が少ない労働者委員推薦のための資格審査の申請が多かったことによる。(表5)

表5 終結案件の処理日数

(単位：日、件)

区分 年	平均 処理 日数	不当労働行為救済申立てに伴う申請					左記以外の事由に係る申請					総平均 処 理 日 数	
		処理日数区分別件数					処理日数区分別件数						
		14 日 以 下	15 日 以 上	31 日 以 上	91 日 以 上	181 日 以 上	平均 処理 日数	7 日 以 下	8 日 以 上	15 日 以 上	31 日 以 上		61 日 以 上
30	337.8	-	-	-	1	3	5.6	5	2	-	-	-	126.4
31・元	491.0	-	-	-	-	4	22.5	-	1	1	-	-	334.8
2	647.0	-	-	-	-	1	7.0	5	2	-	-	-	87.0
3	449.0	-	-	-	-	2	9.0	-	1	-	-	-	302.3
4	479.0	-	-	-	-	4	8.1	4	2	1	-	-	179.4
計		-	-	-	1	14		14	8	2	-	-	
平均	451.7	-	-	-	0.2	2.8	8.3	2.8	1.6	0.4	-	-	178.8

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

(2) 労働組合資格審査一覧表

審査番号	申請理由	申請年月日	決定年月日	終結年月日	終結区分	処理日数(日)
02102	不	2.12.23	4.5.12	4.6.1	認証	526
02103	不	2.12.23	4.5.12	4.6.1	認証	526
02104	不	2.12.23	4.5.12	4.6.1	認証	526
03101	不	3.3.23				
03102	不	3.6.9		4.5.12	終了	338
04201	法	4.4.27	4.5.13	4.5.16	認証	20
04202	委	4.10.3	4.10.7	4.10.7	認証	5
04203	委	4.10.3	4.10.7	4.10.7	認証	5
04204	委	4.10.4	4.10.7	4.10.7	認証	4
04205	委	4.10.4	4.10.7	4.10.7	認証	4
04206	委	4.10.11	4.10.21	4.10.21	認証	11
04207	委	4.10.14	4.10.21	4.10.21	認証	8

(注) 不…不当労働行為救済申立てに伴うもの 法…法人登記申請を目的としたもの
委…労働者委員推薦のためのもの